

北側国土交通大臣に

要請書を手渡す

町議会では、7月24日、被災地の視察のため本町を訪れた北側国土交通大臣、宮路衆議院議員、伊藤鹿児島県知事に、激甚災害の適用など復興支援の要請書を濱田議長が手渡しました。

同日、被災地の視察のため本町を訪れた加治屋野村両参議院議員にも要請書を手渡し、その後、意見交換を行い5人の議員から意見が出されました。



国土交通大臣に要請書を手渡す濱田議長

要 請 書

平成18年7月22日からの集中豪雨で、川内川が氾濫し、家屋の流失、倒壊、床上・床下浸水、国・県・町道等の寸断、ライフラインの被害、更に現在も350人もの住民が避難生活を余儀なくされるなど甚大な被害が発生しました。

当地域は、昭和47年7月6日の大水害では瞬時にして町民の財産が失われるという壊滅的な災害を受けました。

こうした災害から町民の生命・財産を守るため、これまでも機会あるごとに、当地域の河川改修を強く要請してきていました。

今回の災害は、記録的な豪雨とはいえ、中流域の河川改修の遅れやダムに対する町民の不信、不満は絶頂に達し極めて不安な民情にあります。

更に、今後の住民生活や経済の振興発展に影響を考えるとときに大きな不安と打撃を与えております。

このようなことから、下記の措置を早急に講じていただくよう強く要請いたします。

記

- 1 災害救助法に基づき、早急な復興対策をお願いいたします。
- 2 激甚災害又は局地激甚災害の適用を速やかに指定していただきますようお願いいたします。
- 3 国道・県道の災害復旧を早急にしていただきますようお願いいたします。
- 4 鶴田ダムの放流の経緯を明確にしていただきますようお願いいたします。
- 5 農林業施設災害に対して積極的に復興支援をお願いいたします。
- 6 被災した商工業者及び商店街に対しても積極的に復興支援をお願いいたします。
- 7 今回の災害を踏まえて、川内川中流域の改修計画を抜本的に見直し、早急に改修を実施していただきますようお願いいたします。

平成18年7月24日

鹿児島県薩摩郡さつま町議会
議長 濱 田 等

国土交通大臣
北 側 一 雄 殿

1世帯当たり10万円の 災害見舞金を支給

8月7日、臨時議会が開催され、災害見舞金支給条例の一部改正について、原案のとおり可決しました。

今回の改正で「災害救助法が適用された災害又はこれに準ずる大規模の自然災害があつた場合の見舞金の区分、支給額及び方法については、災害の都度町長が定める。」の規定が追加されました。

これにより災害見舞金として、6500万円を予算化しました。

今回の支給対象者、支給額は次のとおりです。
(支給対象者)

- ・ 現にさつま町に居住していること。
- ・ 住家が床上浸水又は半壊若しくは全壊の被害を受けた世帯であること。
- ・ さつま町に住居登録をしていること。

- ・ (支給額)
1世帯当たり10万円を支給

豪雨災害対策調査 特別委員会を設置

本町における豪雨災害について、災害の原因、被災者の救済策、復興・防災対策などを調査研究するため、濱田議長を除く27名の議員で構成する「豪雨災害対策調査特別委員会」を設置しました。

委員長に日高政勝議員を、副委員長に中尾正男議員を選任しました。